

(商品名)

後見制度支援預金

概要

後見開始の審判を受けている方で、家庭裁判所より本商品の利用にかかる「指示書」を受けた方がご利用できる普通預金です。口座開設のほか、入金・出金の場合でも「指示書」が都度必要になります。口座開設時は「指示書」とともに現金もご持参ください。

※ 本商品は、被後見人さま名義の預金について、後見人の方による手続きにより取扱います。

販売対象

個人

預入期間

期間の定めはございません。

預入金額

1円以上で上限はございません。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。

払戻方法

家庭裁判所による「指示書」に基づき、払戻いたします。

適用金利

毎日の当組合店頭に表示する普通預金金利+0.01%の金利を適用します。

利払い頻度

毎年3月と9月にお支払いいたします。

その他

- ・この預金は、原則として、振込・振替による預金の受入や口座振替による支払請求を受けることはできません。ただし、身上監護等、日常的に必要な資金の定期定額支払が家庭裁判所の発行する「指示書」により指定される場合は、この口座開設店舗に開設する通常の普通預金口座への振替に限り、定額自動振替サービスが利用できます。
- ・給与・年金などの自動受取口座、公共料金・各種料金などの自動支払口座としてはご利用いただけません。
- ・この預金は、マル優、総合口座の利用、または、インターネットバンキングやキャッシュカード等の各種付帯サービスはご利用いただけません。
- ・この預金は、後見人が「代理人届」により包括的に代理権授与しての取扱いは受付できません。後見人の代理人による手続きは「委任状」による場合で、当組合が認める場合に限りです。

預金規定は[こちら](#)をご覧ください。

以上



中ノ郷信用組合